



望ましい環境像と分野別の方針

第3章では、本計画の目標となる「望ましい環境像」と、その実現に向けた環境分野ごとの指針となる「分野別の方針」を掲載しています。また、包含する分野別計画の目標を設定しました。

1. 望ましい環境像

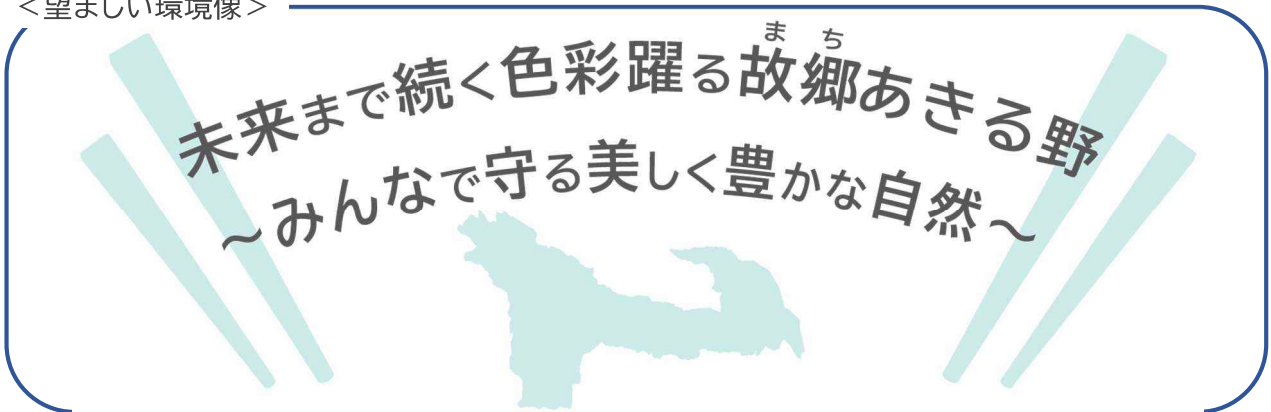
「望ましい環境像」は、環境保全等の取組を推進し、達成を目指す将来の姿であり、本計画の目標となるものです。市では、目標の達成に向け、この「望ましい環境像」を推進主体である市民や事業者の皆さんと共有し、環境保全等の取組をより実りあるものとしていきます。

(1) 望ましい環境像の取りまとめ方法

本市の環境特性や市民・事業者・子どもへのアンケート、市民ワークショップにおける意見を踏まえて、目指す方向性とフレーズ案を設定しました。これらを選択肢として、あきる野環境フェスティバル及びメール配信における投票を通じて、最も多くの方に選ばれたものを「望ましい環境像」として決定しました。

(2) 望ましい環境像とそのイメージ

<望ましい環境像>



「色彩躍る」には、四季折々の自然の美しさだけでなく、JR五日市線に乗ると見える、市街地や畑、終点の武蔵五日市駅に着く頃には、周囲はみどりが生い茂る山々に囲まれている風景、色とりどりのまちの中にある様々な文化、様々な分野で活躍する人々を表しています。

また、本市を訪れる人にとって、自然が多く残る風景を見て、懐かしさを感じる人が多いと考え「故郷」と表現しました。

さらに、本市の特徴である豊かな自然に抱かれた「色彩躍る故郷あきる野」を未来に引き継いでいくためには、市民・事業者・市の推進主体が、みんなで自然環境や生活環境の保全、資源循環や気候変動対策に取り組み、守り続けることが重要であるという想いを込めています。



秋川溪谷



トウモロコシ畑

2. 分野別の方針

環境像の実現に向けて、各環境分野において指針となる「分野別の方針」を設定しました。

1 自然環境分野

豊かな自然を守り育て、
多様な生きものと共生した
環境を次世代へ継承する

自然環境分野では、自然環境調査や森林・里山・河川・農地の維持管理、本市の豊かな生物多様性の保全と創出、活用を推進し、再興を目指します。また、自然からの恩恵や人の活動による自然への影響等の理解促進を通して、多様な生きものとの共生を実現します。

生活環境・ 資源循環分野

2

資源が循環し、
清潔で快適なまちを
創出する

生活環境・資源循環分野では、ごみの発生抑制の推進と資源の再利用の推進により、循環型のまちを実現します。また、大気、水質、騒音、振動等の公害・環境汚染対策の継続と清潔な街並みの維持を通じて、快適なまちづくりを推進します。

未来まで続く
まち
色彩躍る故郷あきる野
～みんなで守る
美しく豊かな自然～

気候変動対策分野では、市民・事業者・市が脱炭素化の意義と効果を理解し、省エネ活動の徹底や再エネ導入・調達の拡大、移動手段の脱炭素化を実践することを推進します。また、気候変動に伴う災害への備えや環境の変化への対応、市街地の緑化を進め、将来も安心して快適に暮らせるまちを実現します。

地球温暖化を緩和するとともに、
気候変動に適応する

3 気候変動対策分野

各分野の施策を進めていくために、市民・事業者・市が互いに連携・協働した取組の実施に加え、市民主導の環境保全活動を行政がサポートすることで、促進します。また、環境意識の醸成や担い手・後継者育成のために、あらゆる世代への環境教育・啓発を実施します。

市民・事業者が環境への
理解を深め、市と協働して
取組を推進する

人の活動分野

4

3. 包含する分野別計画の目標

(1) 「生物多様性あきる野戦略」の目標

生物多様性基本法第13条において、「生物多様性地域戦略」に記載すべき事項として、対象となる区域、生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標が定められています。そのため、本計画に包含する「生物多様性あきる野戦略」において対象となる区域及び実現を目指す目標を下記のとおり設定します。

対象区域

対象区域は、市全域とします。

生物多様性の保全、持続可能な利用の目標

本計画に基づいて、生物多様性の保全・再生・創出を実施し、持続的に活用している将来の状態(状態目標)について、各主体で共有できるよう分かりやすいイメージで設定しました。

生物多様性は長い時間をかけて育んでいくものであり、次世代やさらに先の世代にも私たちが伝えたい生物多様性のあり方や取組を引き継いでいく必要があります。

このことから、本計画に包含する「生物多様性あきる野戦略」(平成26(2014)年9月)において、生物多様性に関わる目標は、必要な変更を加えながらも、計画期間に関わらず引き継ぐものとしていきます。

「生物多様性あきる野戦略」及び第二次計画(改訂版)の策定以降、本市の自然環境においては、森林の減少や外来生物による被害の拡大等の変化がありましたが、一人ひとりが美しい自然と生物多様性の恵みを認識し、日頃から取組を推進して、各主体の協働により、その恵みを将来まで守り、引き継ぐという本市が目指す理想は変わらないことから、本計画においても、この想いと目標を引き継ぐこととします。

美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、
その恵みを大切にしながら、
みんなで守り育て伝えていくまち

推進主体間における地域ごとの生物多様性の目標のイメージの共有化を図るため、次ページに具体化したイラストを示し、目標と同様に、引き継ぐこととします。



上養沢地域

豊かな自然林が様々な生きものの生息・生育場所となり、奥山の自然環境として多様な主体により適切に維持管理され、将来に受け継がれている。

戸倉・小宮地域

滝、鍾乳洞などの自然資源を活かした環境教育や観光産業が定着し、里山管理の担い手が増え、市内外からの観光客に対する滞在型のサービスを提供している。

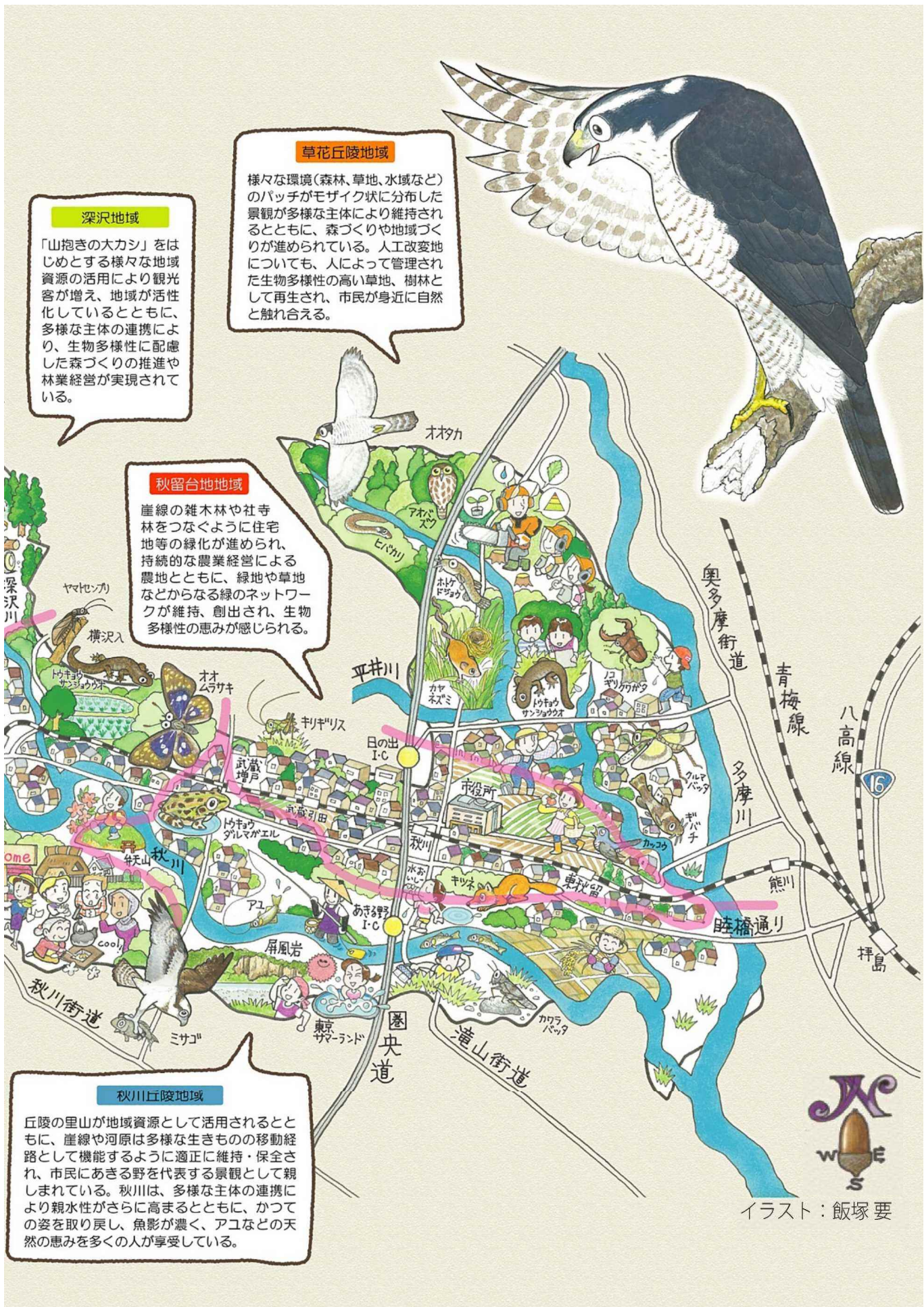
盆堀地域

手入れの行き届いた経済林から産出される木材のブランド化により林業が維持されるとともに、溪流や溪流沿いの森林では自然体験のためのプログラムが用意され、都心などからの観光客がエコツーリズムを通じて生物多様性の恵みを受けている。

五日市・増戸地域

登山などの秋川渓谷観光の玄関口として、あきる野らしい自然である里山環境や秋川の溪流が保全・維持され、あきる野市の自然の魅力を発信するとともに、様々な活動主体が交流する場として機能している。また、生物多様性を活かした質の高い観光産業により、国内外の多くの人があきる野の魅力を認知している。





深沢地域

「山抱きの大カシ」をはじめとする様々な地域資源の活用により観光客が増え、地域が活性化しているとともに、多様な主体の連携により、生物多様性に配慮した森づくりの推進や林業経営が実現されている。

草花丘陵地域

様々な環境(森林、草地、水域など)のパッチがモザイク状に分布した景観が多様な主体により維持されるとともに、森づくりや地域づくりが進められている。人工改変地についても、人によって管理された生物多様性の高い草地、樹林として再生され、市民が身近に自然と触れ合える。

秋留台地地域

崖線の雑木林や社寺林をつなぐように住宅地等の緑化が進められ、持続的な農業経営による農地とともに、緑地や草地などからなる緑のネットワークが維持、創出され、生物多様性の恵みが感じられる。

秋川丘陵地域

丘陵の里山が地域資源として活用されるとともに、崖線や河原は多様な生きものの移動経路として機能するように適正に維持・保全され、市民にあきる野を代表する景観として親しまれている。秋川は、多様な主体の連携により親水性がさらに高まるとともに、かつての姿を取り戻し、魚影が濃く、アユなどの天然の恵みを多くの人々が享受している。

イラスト：飯塚要

(2) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目標

地球温暖化対策推進法第19条第2項において、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に記載すべき事項として、温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策実施に関する目標が定められています。そのため、本計画に包含する「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において実現を目指す目標を下記のとおり設定します。

「2050年ゼロカーボンシティ」に向けた目標

温室効果ガス削減目標

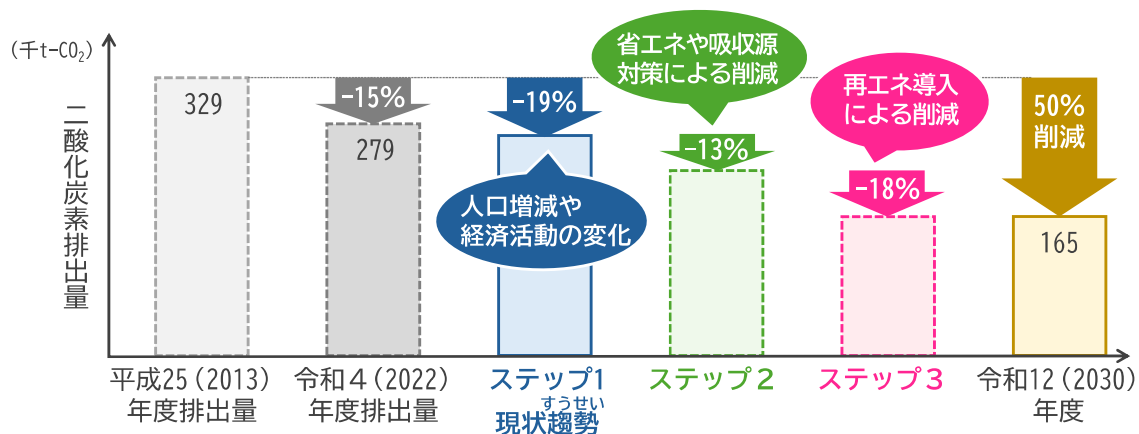
本市の温室効果ガス削減目標を下記のように定めます。



※平成 25 (2013)年度における排出量からのカーボンハーフ(50%削減)を目指す

温室効果ガス削減目標の考え方

あきる野市「2050年ゼロカーボンシティ*」の表明において、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指していること、また、国及び東京都の目標を踏まえ、本計画における目標を設定します。なお、本市の温室効果ガス排出量の約9割を二酸化炭素が占めていることから、本計画で削減目標を定める温室効果ガスは、二酸化炭素とします。



※本計画においては国の基準年度に基づいて、基準年度を平成25(2013)年度として目標値を設定しています。

参考 国・都の目標

国

令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比 46%削減、さらに 50%の高みに向け挑戦
令和 17(2035)年度に平成 25(2013)年度比 60%削減

都

令和 12(2030)年までに平成 12(2000)年比 50%削減する「カーボンハーフ」の実現
令和 17(2035)年までに平成 12(2000)年比 60%以上削減

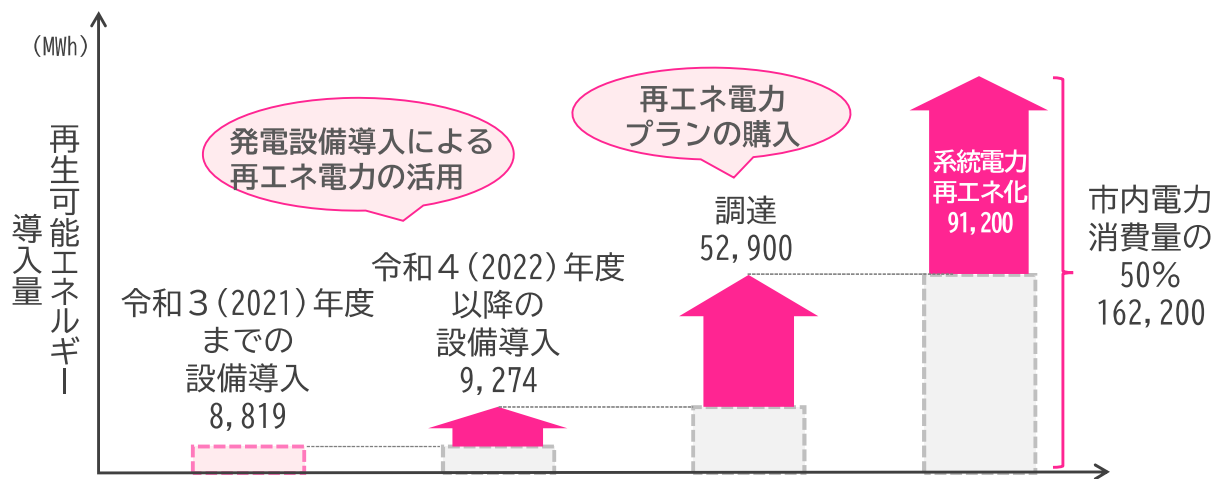
再生可能エネルギー導入目標

本市の再生可能エネルギー導入目標を下記のように定めます。



再生可能エネルギー導入目標の考え方

温室効果ガス削減目標に加え、東京都が掲げる再エネ電力割合を達成することができる再エネの導入を目指します。



- ※1 前ページの温室効果ガス削減目標達成時の再エネ導入量は、令和12(2030)年度に市内電力消費量の35%相当、令和17(2035)年度に49%相当であり、上記の再エネ導入目標の方がより高い目標です。
- ※2 “設備導入”は、市内へ導入された再エネ発電設備による発電電力量のうち、市内で消費される電力量を示しています。

参考 都の目標

都 令和12(2030)年度において都内に供給する電力における再エネ電力割合50%の実現
令和32(2050)年度に再エネを基幹電源とする100%脱炭素電力が供給されている